

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和八年十月十五日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和八年十月二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和八年十一月五日（ただし、年齢については

同年十一月十五日）

二 登録を行う日

令和八年十一月五日